

## 政治勢力としての侍補に対する再評価

笠原研究会

はじめに

- I 侍補の成立過程とその思想
  - II 侍補と政府上層部との関係
  - III 侍補の政治的要求と廃止に至る帰結
- おわりに

はじめに

大政奉還の後、五箇条の御誓文の下で天皇親政を掲げる政治体制が確立した。しかし明治10年に至るまで実質的な天皇親政が行われていたとは言い得ず、有司専制政治が行われていたのが実状であり、その意味において天皇は政府に玉として担ぎ上げられているにすぎなかった。それに対して、君徳培養の機関設置を主張したのが元田永孚である。政府は当初元田の建言を無視していたものの、明治10年に西南戦争が勃発すると、同年8月に宮内省職制章程を改正し「常侍規諫闕失ヲ補益スル」<sup>1)</sup>機関として侍補を設置した。その意図は「天皇を政治主体として育てる一環として設置されたと考えられる」<sup>2)</sup>。これより明治12年廃止に至るまで、侍補グループは天皇親政の実質化のために天皇親政運動を展開することとなる。

侍補については従来、主に渡辺昭夫氏の侍補職と「立憲主義」の歴史的特徴との関連における考察を行った「侍補制度と『天皇親政』運動」(『歴史学研究』、252号)、野崎昭雄氏の制度面や政局の流れから侍補グループの具体的な動きを明ら

かにした「侍補制度と政局の動き」(1987年、『東海大学紀要文学部』)、笠原英彦氏の天皇親政運動の主体としての侍補グループ、特に佐々木高行に注目した詳細な研究である「天皇親政運動と佐々木高行」(『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』17号)、現在最新の研究と目されている、西川誠氏の政策論を中心に佐々木グループを詳細に検討したものである「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」(『日本歴史』1988年9月号)によりその実態が解明されてきた。

渡辺氏を始めとする先行研究は、侍補の天皇親政運動における政治的側面を明らかにしたという点において大きな意義がある。しかし、侍補がどの程度の政治的影響力を持ち得たか、という点については十分な論証がなされておらず、侍補の持ち得た政局への影響力には研究ごとにばらつきが見られ、結論が出せていない。

本稿では、政治的影響力を、ある個人が自ら、または属する集団の意図を政府の方針に反映することのできる力、そして「政治勢力」とはそれを持つ集団であると定義し、侍補を政治史の側面から研究する際に政府に対してどの程度の影響力を持ち得たのか、ということ論証していきたい。

西川氏は前述した研究の中で、

この間、薩・長・肥に次ぐ政治勢力として、佐々木高行・元田永孚を中心とするグループが存在した<sup>3)</sup>。

佐々木グループは、天皇親政という理念、反急進派参議という政治的意図、漸進という政策指向性の三つの指標を持ち続けた。そしてその指標を基礎に、具体的な機構論、政策論を提起し続けたことにより、明治国家体制創出期の政局、実現された国家体制に影響を及ぼし得たのである。(中略)このことが、政府傍流の下級勅任官に過ぎない彼らが、大久保没後の政局に影響を与えた、もう一つの理由であった<sup>4)</sup>。

と述べており、佐々木高行を始めとする侍補は、「政治勢力」として政局への大きな影響力を有していることを論じている。野崎氏は「大臣参議以外の政治的影響力を与える官僚」<sup>5)</sup>として侍補職を捉え、また笠原氏も「侍補グループが確固たる政治集団であることにあらためて気づかされる」<sup>6)</sup>と、侍補の政治的な影響力を窺わせている。

西川氏の主張する通り、侍補が「政治勢力」として政局への影響力を多分に

持っていたと仮定するのであれば、彼らの要求の中で政府により了承された事例があると考えるのは論理的に自然な帰結である。しかし、侍補は数々の事案を建議しているにも拘らず、その建議が侍補の思うように政府に容れられた様子がない。ここにおいて侍補は、政府の政策への影響力を持ち得なかったのではないかとという仮説が導き出せる。

以下、この作業的仮説に基づき本稿は侍補職の組織面・人脈面を背景に、侍補職が「政治勢力」といえる程の政治的影響力を行使し得たかを分析し、当時の侍補の政治史における立場を考察していく。具体的には大久保利通没後の明治11年5月から廃止される明治12年10月までを侍補の実質的活動期として捉え、組織面や主要な人物の人脈面などを『明治天皇紀』や一次史料である『保古飛呂比』『伊藤家文書』『元田永孚文書』等を参考に検討していく。Ⅰ章では、元田の理念から侍補が設置される過程と、そこに登用された人物の出自や立場を明らかにすることで、侍補グループが「政治勢力」に求められる一体性を有していたのかを論じる。Ⅱ章では侍補は政治に影響を及ぼしうる有力な人脈を有していたのかを検証することで、侍補の政局への影響力について考察する。Ⅲ章では侍補が建議した政治的要求の内容、及びそれに対する政府の対応と、侍補職廃止への経緯を検証することで侍補グループの持ち得た政局への実質的影響力を検討、評価していきたい。

## Ⅰ 侍補の成立過程とその思想

本章では、侍補の設置に至るまでの経緯と天皇親政運動の台頭についてまとめた上で、一等侍補、二等侍補それぞれの登用過程やその出自、思想などから、侍補の目的や集団としてのあり方が「政治勢力」として十分なものであったのかどうかを検証する。なお、三等侍補については大久保没後に目立った活動が無く、また出自が不明で史料も乏しいため割愛する。

はじめに、侍補設置までの経緯だが、戊辰戦争を経て発足した明治の新政府は、当初より天皇親政の理念を掲げていたが、新政府の実務は薩長閥を中心とした維新の功労者によって担われる状況が長く続いた。

明治6年の征韓論政変によって下野した板垣退助を中心とする人々が愛国公党を結成すると、これを契機にいわゆる自由民権運動が大きな勢力を持つようになっていく。その端緒となった明治7年の民撰議院設立建白書において「方今政

権の帰するところを察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に帰す」と記されたように、藩閥政府の在り方を批判する人々にとって「天皇親政」が実現されていないことは、議会が開設されず政府が人民から乖離している事と並んで批判されるべきことと認識されている。

民権論者など反政府的な人々から、藩閥政府の在り方が「天皇親政」から乖離していると強く批判されるようになって、明治政府は何ら明確な対応を見せなかった。こうした動きの傍らで、明治天皇の侍読として儒教経典の講義を行っていた元田永孚は明治10年5月、西南戦争で京都の行在所にあった天皇に「十事の疏」を奉呈し、君徳輔導の観点から献言を行った。

元田は明治4年5月に同じ熊本藩出身の安場保和、米田虎雄らに推挙され侍読として宮内省に出仕していたが天皇輔導の不十分を感じ、論語や日本外交史を講ずるかたわら三条実美ら政府要人に君徳輔導の要を説いて回った。元田は君徳輔導のため府中と天皇の密接化、宮中における宮中事務への離脱、天皇への常侍を提案したが政府要人の反応は薄く元田の意見は無視され続けてきた。

しかし、明治6年の征韓論政変以後、同7年佐賀の乱をはじめとして同10年の西南戦争に至るまで士族の反乱が相次いだ。並行して、自由民権運動が興隆し、板垣や江藤新平ら民権派が民撰議院設立建白書を提出するなど国会開設運動を展開し、国内の情勢が不安定化していった。そのため政府側にも人心を收拾する必要を感じ始め、元田の要求に耳を傾けるようになり、元田も侍従長の高崎正風とともに新たな輔導職の設置へと奔走していった。

そして同年7月、大久保と元田の会談が行われた。この会談で大久保は「天下ノ治乱君徳ニ非シテ鎮定スル所無シ輔導ノ急務タル今日ニツテ益々切実ナルヲ覚フ」<sup>7)</sup>と述べ、不安が高まっている国内を統治するために天皇の権威を必要としているという胸の内を明かした。これに対し元田も「侍従ノ職ハ従来ノ設ケ規諫裨補ノ責無」「輔導ヲ重ズルニハ別ノ方法」「乃侍傳侍補ヲ置ク」<sup>8)</sup>と述べ、新たな「規諫裨補」の官の設置を主張した。

この会談により大久保が元田の意見に賛同し、直ちに三条、岩倉に上申し伊藤博文に具体的手続きを委ねた。こうして同年8月29日一等侍補吉井友実・土方久元・徳大寺実則、二等侍補高崎正風・元田永孚、三等侍補米田虎雄・鍋島直彬・山口正定の計8名が侍補に任命され(後に同年11月に建野郷三が三等侍補に、翌年の3月に佐々木高行が一等侍補に任命される)、ついに元田の熱心な建策が実り、侍補が成立した。

次に任命された侍補等の経歴と、その登用過程について述べていきたい。

元田は熊本藩出身であり天保8年藩校時習館の居寮生となり、塾長横井小楠より学問の教示をうける。同14年には横井らと会読を始める実学党を結成し、明治3年に実学党の藩政改革により、藩主となる。同4年「君徳輔導」に関心を注ぐ大久保の推挙により天皇の侍読に就任した。その後宮内省で実績を積み、侍補設立に大きく関わったことから任命された。

高崎は薩摩藩出身で幕末には「会津・薩摩同盟」を画策した。明治元年の戊辰戦争には従軍、征討軍参謀を務め、新政府設立後は同5年に西欧視察に参加。帰国後同8年侍従番長に就任。歌人としても有名であった。元田同様、侍補の設立に貢献したことから任命された。

徳大寺は清華家の家格を有する名門の公家、徳大寺家の出身で西園寺家や三条家とは兄弟筋にあたる。批判をかかわすため名目上でも旧公卿を頂点に置くことが必要とされたため、政治性を発揮する可能性が低い徳大寺が明治4年8月に侍従長、10月に宮内卿に就任した。宮中で要職についていたことから、前述の2人同様宮内省の横すべりで任命された。

吉井は薩摩藩出身で新政府に入った後、民部少輔、工部大輔など様々な政府の役職を務める。侍補への登用過程は前述の3人と違い宮内省からの選出でなく、同じ薩摩藩出身で親しい間柄であった大久保の推薦である<sup>9)</sup>。おそらく宮中に入ることができない大久保の代弁者として期待されたと考えられる。

土方は土佐藩出身で、安政4年に江戸へ出て大橋訥庵らに学び、尊王思想の影響を受けた。帰藩後は土佐勤王党に加わり、文久3年藩命により上京し、三条実美の信頼を得る。新政府の成立後はこれに出仕し、明治元年東京の民政にあたった。数少ない岩倉と三条の直属の部下であり、特に三条とは幕末からの仲で七卿落ちにも随伴していることから、信頼が厚く親しい間柄だったと言えるだろう。このことについては佐々木も「三條殿、土方トハ格別ノ御間柄ニ付」<sup>10)</sup>と記している。以上のことから明治10年時において太政大臣として名目上は明治政府の頂点にいた三条の推薦が、土方登用の主な理由と考えられる。

最後に約半年遅れて任命された佐々木であるが、彼は土佐藩出身であり貧苦のうちに成長して儒学・国学・兵学を学び、藩政に参画した。新政府に入り後は司法大輔など様々な役職に就き、明治4～6年岩倉遣外使節団の一員として欧米の司法制度の調査にあたった。侍補が設置された時期には西南戦争の影響を受け、蜂起の危険性が高まっていた地元である高知に派遣され反政府の鎮撫に努めてい

た。そのため後に侍補の中心人物となるにも拘らず自らはその設置に関与した形跡はなく、それどころか侍補に就任する余裕もなかったと思われる。おそらく同じく土佐藩出身であり侍補の一人でもある土方の書簡から「当方政府も少々変革有之、太政官代ハ皇居内へ被移、真の御直政の体裁ニ相成筈ニ候、宮内省・式部寮亦近々改革の筈ニ御坐候」<sup>11)</sup>と宮中の改革についてわずかに見通しを知らされただけに過ぎなかったであろう。佐々木の侍補就任の経緯については岩倉の推挙とされているが、参議大隈重信の秘密偵察による「偵察覚書」によれば就任の背景には佐々木の宮中での信頼から「君徳輔導」を期待した吉井を中心とした侍補の存在と薩長政権批判の抱負を託した同じ土佐藩出身である河野敏鎌の存在があったとされている。しかしながら西川氏によればこの2つの説の根拠は偵察員の聞き込みと米田の話があるだけに過ぎず、信憑性は低くはないものの、あくまで説の1つとしての位置づけを脱しないであろう。

このように各侍補の経歴、登用過程を比較してみると出身地、役職遍歴などの点において相違点が存在するのがわかる。このことから侍補等は、必ずしも共通点が多いとはいえない人物らで構成されていた集団であるといえるだろう。

では、こうした登用や経歴に共通点が少ない侍補等の意思形成はいかにして行われていたのだろうか。

侍補設置当初、思想の中心にいたのは元田永孚であった。元田は極めて政治色が薄く、天皇親政運動はあくまで「君徳培養」により天皇を理想の君主とする目的にあった。そして「元田は民心の収攬を以て政治の要諦としたが、その関心は政治の技術化という方法の追求にすむことなく、個人的な人格陶冶という心術の域を出なかった」<sup>12)</sup>と言われている。また、政府に対しては、

今日に至ては、政府の事、正邪混淆清濁模糊、如何なる針路に候哉、天下主義の人心は、涣散の勢と存候、欺る政府へ望む所は、将来盒以て正道の二字を獨立し、政府の邪正清濁には面を振らず、侍補の一分の正道を以て聖上を扶翼し奉り<sup>13)</sup>

と、正邪の混沌とした状態にあるとして、強い嫌悪感を抱き、また、「三条岩倉島津西郷大久保木戸ノ六輔臣ハ復古ノ元臣ニシテ陛下ノ腹心股肱ナリ、頓ニ之ヲ愛シ之ヲ信ジ之ニ任ジ、終始一体陛下ト相離ルベカラズ」<sup>14)</sup>と天皇の君徳輔導には六輔臣、つまり大臣参議にも道徳が必要という理念を持っていた。

この「君徳培養」「輔導」における政府及び大臣の政策への不満が、元田の行動の原点になっている。またそれが反面、やや過剰とも思われる天皇への奉仕の意識ともなっていく。

しかし、遅れて侍補に登用された佐々木は政治色を前面に押し出した。この登用を契機に侍補が権限拡大を主張する。本来の「君徳培養」からかけ離れ、急速な西欧への批判を始めとする「薩長政権批判」の色合いを強めていった。

佐々木は侍補就任前から、急進的な西欧化への批判をしていた。西欧化に対する政府の態度を「急進」「漸進」「頑固」と捉え<sup>15)</sup>急進派の伊藤、大隈、井上馨らに対しては、

歐米ノ強大国ハ、少々不體裁アリテモ構ハヌカモ不知、御國ハ今日文明ニ歩ヲ向ケタル時ニテ譬バ兒子ノ如シ、何ノ學力モナク、何ノ功業モナク、悪シキ事ハ少シニテモセヌ方ガヨシ、日本人ノ人情ハ人眞似ヲナシ、生意氣ナルコトヲ好ム癖アレバ<sup>16)</sup>

今日ノ黨派ヲ云フ時ハ、急漸ニ派ト守舊家ト也、板垣ハ急論也、左府ハ守舊論ト世ニ云ヘドモ、先ヅ漸論ト見テ、其急漸ノ見込ハ、只々民權論ニ止ラズ百事ニアルコト也、其第一著トスル所ノ論ハ不合ガ、其他ハ同論トハ、能ク其意味ヲ得ズハ、大ニ疑惑ヲ生ゼリ

少シク歐米ノ事情ヲ知リタリトテ、早ヤ生意氣ニナリ、輕々進歩スル光景ナリトテ、深く不平ノ御氣、舊臣連ヘモ推々被唱候由也<sup>17)</sup>

と述べており、急進派であるとして嫌悪感を抱いていた。

また、板垣の民權論も急進派と同一軸で理解しており、『保古飛呂比』で以下のように述べている。

長派ハ民權黨ヲ援助ト致シ候ハ、權力モ自然増加ノ考アルコトナレバ、此度モ中島ヲ被遣候、中島ハ長派ニテ、然モ民權派ニ近ケレバナリ、中々意味ノアルコトナル

政府ハ、政府ノ權力ナクテハ、何事モ權力下ニ移リ、他日如何トモ不可為、唯今ノ如クニテハ、遂ニ民權黨ニ降參スルノ不得止ニ至ルベシ、可憂事ナリ<sup>18)</sup>

靖檢社ハ素々頑固派ニテアレバ、能々時勢ノ分ル様ニ致シ候ハバ、中立社ト

合シ可申、兩派合併シテ突飛ノ民權派ヲ壓シ度ト<sup>19)</sup>

しかし、佐々木自身は決して西欧化を否定していたわけではない。侍補就任前での長崎裁判所や岩倉遣外使節団での経験から、日本の国際的立場の危うさと尊王の重みを感じていた。また、西洋文明には一定の評価を与えていたが、風俗・習慣・宗教の急速な欧米化や欧米制度の導入が混乱を招くと考えたのである。これにより漸進論の立場を取ったのだ。

同じく一等待補である土方は同郷の佐々木と共に行動することが多く、また書翰のやりとりも頻繁に見られた。従って同じ考えを有していたと思われる。

その他の一等待補、吉井及び徳大寺には明確な思想はない。吉井は登用において大久保の代弁者たることが望まれていた。従って、決して政治色が薄いわけではないが、自ら行動を起こすことは侍補在任中には見られなかった。徳大寺においても同様であり、専ら天皇と侍補、天皇と政府をつなぐ役割にあった。二等侍補の高崎も大久保との親交が見られるものの、目立った行動がない。

以上のように侍補等の思想は完全には一致しておらず、方向性の違いが見られる。それが決定的に表れたのが明治11年8月の北陸東海巡幸であった。これは地方民情を視察するという目的のもとに、天皇自ら発意したものである。しかし、直前に大久保暗殺事件と竹橋暴動が起こったことから、政府内では決行論と延期論で意見が分かれていた。天皇の側近として同行する侍補等にとっても他人事ではなく、侍補内でも意見が対立することになった。佐々木は以下のように述べている。

吉井友実・元田等ハ、一体内閣モ充分不相調、大久保ノ事件有り、又近衛兵ノ暴動等不容易事ニテ、屹度内政整頓迄ハ御巡不可然、是非御延引可然トノ事也、高行等ノ論ニハ、勿論内政十分ニ無之ニ付、御巡幸ハ御都合ニテ、来年ニテモ可然トノ論、既ニ今春ニ有リタル事ニテ、今日ハ大久保ノ事件有りシモ、御発令ナレハ御延引無之トノ事ナリ、然ルヲ今近衛ノ暴動アリタリ込、俄ニ御延引有之テハ御威令ハ不相立、各県ノ疑惑甚シク、如何様ノ影響ヲ来スモ計ラレズ候ニ付、今日ハ断然御日取りノ通り一日モ御延引不可然トノ論ナリ<sup>20)</sup>

佐々木と土方は政府の有司専制を批判し、地方民情の考慮と彼らが主導してい



た士族授産から決行論を唱えた。吉井及び元田は上の通り、一連の事件の影響を懸念して内政整理を優先する延期論を主張した。

結局、巡幸は予定通りに決行されたのだが、このように巡幸に対して意見が分かれたことから、侍補内で考えの差異があったと言えるのではないかと。また、侍補等の中で、意見を統一し、牽引していく人物がいなかったことも分かる。

もっとも、元田の手記に「余佐々木吉井土方トノ交誼ハ…(略)…赤心ノ友ニアリシ」<sup>21)</sup>とあるように侍補等の互いの信頼は深く、対立から侍補同士に亀裂ができることはなかった。

これまで見てきたように、侍補等は、天皇親政という目的に突き進んでいたが、その実態は出自や思想、登用過程や交友関係などの点で各自に相違があった。

そしてその相違は、藩閥政府と対決していく過程で次第に顕わになり、特に北陸東海巡幸問題において、侍補同士の意見を統一し牽引していく存在の不在や、統一性のなさを露呈させてしまう。これは侍補自身の責任ではなく、非自発的に、人為的に各方面から寄せ集められた集団であることの結果であると考えられる。

もちろん、侍補等が遂に政治的主導権を握ることのできなかった理由は、侍補の設置過程に見られるような政府側の周到な対策や、支持基盤の広がりやに欠けていた点も挙げられるだろう。しかし、いずれにしても天皇親政を理念に結集した侍補一同には、その思想において異なる部分が存在し、理念を達成するための障害となったことが指摘できる。

## II 侍補と政府上層部との関係

侍補が政治的影響力を有していたかという問題について必要となるのが、侍補の権力資源がどのようなものに起因していたかということである。もっとも大きな侍補の権威付けとなるのは当然ながら天皇であり、天皇の信任を得ていたことから侍補はある程度の発言権を得ていたこともわかる。しかし、当時の政治的実務を行っていたのは、天皇の権威により正統性を得た薩長閥であり、天皇は侍補独自の権力資源とは言えない。そこで、政治に関わる要求の際には政府上層部との人的繋がりは不可欠であると考えられる。

ここでは、侍補は有力な政治的人脈を有していたのかという観点から、侍補と政府上層部との関係を探り、侍補の政治的人脈の脆弱性を明らかにしていく。対象とする政府上層部の人物は大久保、岩倉、三条、そして伊藤である。本論文で

は大久保没後に焦点をあてるが、論の展開上、生前の大久保と侍補との関わりにも触れておくことにする。

はじめに、かねてから宮廷改革と君徳培養の必要性を主張し、侍補が信頼を寄せていた大久保との関係について検証する。

元田は、明治天皇を彼の理想とするような君主に育成するための方策について、大久保、三条、岩倉、そして木戸孝允らに再三建議するところがあった。特に、明治6年には「大久保参議ニ至テ君徳補導ノ要ヲ陳説」<sup>22)</sup>するなど、大久保と面識を持つようになっており、政府要路との接触を深めることとなった。元田と大久保の相談によって「侍補」の制度を新設したことから、元田と大久保が一定の同意のもとにあったことが伺える<sup>23)</sup>。

また、廃藩置県が行われた1871年頃、吉井と大久保は連日のように「君徳補導」について会談していた。吉井の侍補就任は、同郷であり「君徳補導」についても意見を同じくしていた大久保の推挙と思われる<sup>24)</sup>。高崎正風も薩摩藩出身で大久保と同郷であり、親密であったことがわかる<sup>25)</sup>。

そして、侍補と大久保との関係について述べるうえで欠かせないのが元田、佐々木、吉井、土方、高崎の5人の合意のもとに進められた<sup>26)</sup>大久保宮内卿構想である。侍補は、

今時外国ノ御交際上ヨリ其形成ヲ思ヒ又内国ノ光景モ神武帝以来未ダ聞ク事ナキ民権トカノ議論モ世上一般ノ公論ト相成、八年ニハ既ニ漸次立憲政体ニ御運ノ御沙汰モ有ル事ナレバ議院等追々御設立ノ場合モ不遠事ナレバ、政事上ニハ十分ニ叡慮注ガセ玉ハザレバ迎モ内閣ノ議事サエモ御決定ハ六ヶ敷事ナリ、最早御後レト相成候心地ナレバ急速十分ノ御運ノ附ク方法ヲ一同ニ勘考シテ輔佐ヲ尽サズバ安心ナラヌ<sup>27)</sup>

と、時勢の激しさから天皇が政治に叡慮を注ぐことが必要だと考え、その補佐のため、そして侍補たちの統率者として大久保の宮内卿就任を企てた<sup>28)</sup>。

しかし、大久保は宮内卿受諾を表明した直後、1878年5月14日朝、東京外坂紀尾井坂で、石川県士族島田一郎、島根県士族湯浅寿徳ら西南戦争に呼応して果たさなかった不平士族らに襲撃、暗殺される。大久保暗殺同日、佐々木、吉井、土方、米田ら同僚の侍補たちと参集した元田は「維新ノ鴻業ヲ輔翼スル者、條岩両公ニ継テハ西郷、木戸、大久保三人、今西郷木戸已ニ逝テ、残ル者大久保一人而

已、天下ノ大任ヲ担当スルハ此一人ト頼ミタルニ（中略）（その大久保を失った今）将来ノ事復他人ニ依ルベカラズ、唯皇上ノ宸断ニ由ルベシ、願フ所ハ聖上此変ニ当リ一層奮発、萬機躬ヲ以テ親ラ裁断シ玉フノ御誠心アランコトヲ、依テ此議ヲ以テ建言セント衆議一決」<sup>29)</sup>（括弧内筆者）した。しかし、大久保の暗殺によって、元田の、天皇の君徳培養、天皇と内閣の一体化の完遂が阻まれただけでなく、政府中枢との人的回路まで失ったことは、当然侍補にとって大きな痛手となった<sup>30)</sup>。

次に、当時の大臣である岩倉具視、三条実美と侍補との関係、とりわけ侍補との関わりが密接であった岩倉との関係を中心に検証する。

佐々木が『保古飛呂比』（八巻184～185項）の中で述べているように、維新後の急進的な西歐化により人心が乱れることを恐れていた岩倉は、伊藤、井上馨ら急進派参議とは立場を異にする漸進派であり、侍補設置を目指した元田らにとっては、政府内にありながら思想の近い人物であったと言える。

岩倉は明治10年8月29日の侍補職設置にあたって、人選の面で多大な関与をしている。吉井、土方、建野郷三を除いた侍補構成員は宮内省から引き抜かれたため、岩倉とは元々親密な関係にあった<sup>31)</sup>。翌11年には、元田と共に「君徳補導」「薩長批判」という2つの観点から佐々木高行の登用も決定している<sup>32)</sup>。このように侍補の人選に積極的に関わった岩倉であったが、設置翌月に侍補一同と「侍補の政治への不干渉」を確認するなど、設置当初から侍補は政治へ介入すべきでないと考えていたようである<sup>33)</sup>。

一方侍補らは就任間もなくして、岩倉、三条と大久保に対し、

当官の責任ヲ尽スニハ君臣ノ懇談ヨリ始マル、君臣ノ懇談ヲ求ルニハ宮中内外ノ否隔ヲ除クヲ急務トス、自今宜シク後宮夜座ニ侍陪シ、閑談款話以テ君臣ノ情ヲ通シ、然後裨補ノ益ヲ求ムベシ<sup>34)</sup>

と相談し、天皇に対する「後宮夜座」の許しを得ている。更に、「三条岩倉両大臣ハ日々奏上謁見頻繁ニ因テ御親睦モ自ラ深カカリシ」と言えるが、参議らは「謁見モ疎ニシテ未タ御親ミモ浅キ」状況であるため、侍補一同相談の上「参議ノ面々其主任ノ事務ヲ以テ隔日ニ謁見ヲ賜ヒ言上スル」ように改めること、更に天皇と参議との親睦を深めるために「御陪食ヲ設ケ」<sup>35)</sup>ることの2点を両大臣に申し出、同意を得た。このことから、侍補らが三条、岩倉と天皇との親密さを認

めていたことや、自分たちと天皇とのつながりを強固にするだけでなく、天皇と参議との繋がりをも強めようという高い理想を持っていたことが伺える。

前述の通り、大久保が紀尾井坂で暗殺されると、最も有力な政治的人脈を絶たれた侍補らは翌々日の18日、天皇に対し直接政治的な建言をするという大胆な行動に出た。これに対し政府首脳は大きな衝撃を覚えるが、とりわけ岩倉は驚愕した。彼の心情は、建言翌日の岩倉の伊藤に対する書簡から読みとることができる。この中で岩倉は、「侍補等御輔導上に付、百方尽力は当然候得共」「奉務上既往を咎め、将来を責る等、其次第如何」「上御沙汰の筋にも無之、侍補心附を陳述するに右様の体裁是より始り候ては本末如何哉」<sup>36)</sup>と、侍補に対する不快感を露わにしている。

このような侍補の政治的発言の積極化を受けて、明治11年6月以降、岩倉、三条は月一回の頻度で侍補らと会議を開き、侍補の「輔導」のあり方について両者の妥協点を模索し続けている<sup>37)</sup>。例としては同年7月、侍補が政府内部の井上工部卿構想に対し、井上の大蔵大輔時代であった当時の尾去沢事件の嫌疑から<sup>38)</sup>井上入閣不可を進言するも<sup>39)</sup>、両大臣はこれを拒否し、井上工部卿就任が正式に決定されている。

このような失敗にも拘わらず侍補の積極的な発言は続き、明治11年12月24日の職制改正で侍補は勅任官に格上げされる。しかし実際、岩倉と三条はこれによる侍補権限拡大拒否を意図していた。両大臣は「君徳培養」が精神上に限られ政治に関与しないとの考えから、侍補の職務を限定しようとしたのである<sup>40)</sup>。

その一方で、明治12年1月頃、岩倉が侍補による伊地知正治や副島種臣の宮中登用計画<sup>41)</sup>に合意したこと<sup>42)</sup>、さらに、同年3月に侍補らが提出した勤儉の詔の実現を強硬に主張したことなどから、彼が大久保死後も侍補の動きを支持する面があったことも見逃せない<sup>43)</sup>。

しかし、明治12年9月、土方が政府に侍補職廃止と侍補権限拡大の二者択一を迫ったことは、政府側に6月の岩倉上奏の線に沿って侍補職を廃止する口実を与える結果となった<sup>44)</sup>。6月の岩倉上奏とは、「廟議二任スルモノノ外侍従ノ臣別ニ内旨ヲ奉スルカ如キアリテ万一中外ニ漏洩セハ毫釐千里ノ差其弊害勝ケテ言フヘカラサルニ至ラン是レ尤懼ル所ナリ」という、侍補の政務関与を排斥せんと意図したものであった<sup>45)</sup>。こうして侍補は明治12年10月13日、わずか2年余りで廃止された。

以上見てきたように、人選の段階から侍補と深いつながりを持ち、自らの「君

徳培養」や「薩長批判」といった見地から彼らを支持していたように見えた岩倉や三条だが、大久保死後侍補らが政府に対する働きかけを積極化すると、彼らを疎むようになり、最終的には侍補を廃止に追い込む立場となる。しかし、岩倉に関しては勤儉の詔を具体化するなど、大久保死後も侍補との人的関係や理念、政策の近似をある程度は考慮していた様子もある。全体を通してみると、両大臣が侍補の政治関与を明らかに拒絶する発言や行動は侍補職設置時から廃止に至るまで繰り返し見られ、彼らは侍補と政府首脳部との有力な人脈たりえなかったと言える。

最後に、伊藤と侍補との関係について検証する。

伊藤と侍補との関わりは、侍補職設立当初にまでさかのぼる。侍補職が設置された経緯としては、天皇に供奉して西京滞在中、元田が高崎の周旋によって大久保参議を説き、その原則的な了解を得たことに端を発し、その際、その細目については伊藤参議がこれに当たることになった<sup>46)</sup>。そして、伊藤と元田および高崎との間の折衝の過程を経て実施に移された<sup>47)</sup>。

このように、伊藤は侍補の設立に直接関わったものの、その存在に初期から警戒を抱いていたことを裏付ける史料も残っている。君徳補導を目的とした新官職の名称として、元田永孚は「侍傳」・「侍保」・「侍講」の3つを、高崎は「侍中」を主張した。これらの主張に対し、伊藤は「傳」の字は大臣に相当し、「侍中」は宰相に当たるものであっても「名其实に過ぎ候」という理由からこれを退け、その重要性を下げるために「侍補」という新しい職名を提議した<sup>48)</sup>。

侍補が大久保の宮中入りを目論んだ際には、侍補だけでは君徳培養に不足であると考えた佐々木高行と高崎が、大久保の宮中入りについて伊藤宅に相談に来た。しかし相談中に伊藤が当の大久保から書翰で呼ばれたため、話の途中だが出動しなければならなかった。そして内閣に到着した途端、伊藤は大久保暗殺の凶報を聞かされたのだった<sup>49)</sup>。

大久保の宮中入りに暗殺という形で挫折した侍補一同は、政府に対し天皇親裁を強化するために三つの要求をした。第一は、内閣への親臨、第二は、親臨の際の侍補の侍坐、そして第三は、侍補の行政機密への関与であった。しかし、これらの要求は内閣への親臨を除いて悉く排除される結果となった<sup>50)</sup>。

このような侍補一同の要求に対して不満を表した岩倉の書翰<sup>51)</sup>に対する返事の中で伊藤は、

尚此上の処内閣は内閣文の御輔翼上は申迄も無之、万機の事にては一入御聖意を被為注候様有之度偏に奉懇請候、右に付ては内閣に臨幸等の事も尚形上に相顕候様御取極に相成、諸省の事務に付ても殊更今後は御腹に被為入候様御工夫被為在度と奉存候<sup>52)</sup>

と、自らの考える天皇親政とは天皇親臨の強化にすぎないという態度を示している。しかし、「此節の際異論有之、外聞に渉り候も可恐事、殊に君徳上に関し彼是にては不容易事<sup>53)</sup>」という恐れと、そこからくる「侍補迨も此際不平抱かせ候は不可然<sup>54)</sup>」という政府側の態度から、侍補と政府は妥協の余地があったといえる<sup>55)</sup>。

しかし、侍補が井上馨の工部卿就任に反対するなど、政治の実質的内容にまで介入してきたため、政府側はいよいよ態度を硬化させることとなった。中でも伊藤は

今日ノ政体ニテハ、帝室ト内閣トハ自ラ別々ニ相成候方可然トノ事ニテ、維新ヨリハ其目的ニテ御運ビ相成候故、矢張其通りニ据エ可置候御趣意ニ有之候<sup>56)</sup>、

就中、伊藤博文ノ説ニハ、侍補ハ間接ニ是迄ノ通り御補佐致シ不申テハ、君側ヨリ政治ニ関スル事ニ相成候様ニ至リ、所謂宦官ノ如キ弊生ジ間ジキニ非ズトノ論ナリ<sup>57)</sup>。

と、侍補の政治介入に対しては強く反発した<sup>58)</sup>。

また、伊藤は天皇が独自の政治思想を持ち、さらに保守的で政府に批判的な侍補が宮中を支配して政策決定に影響力を行使することで、政府を中心とする政策決定が不安定になるのを警戒した。そしてついに対立が激化した明治12年に入ると、権限の拡大、もしくは廃止を迫る侍補に対して、伊藤・岩倉らは断固として「宮中・府中の別」の原則に基づき、侍補を廃止に追い込んだ<sup>59)</sup>。このように、伊藤は設立当初からいくらかの警戒心は抱いていたものの侍補の設立には積極的に尽力した。しかし大久保の死後、侍補が君徳補導の本分を越えて藩閥政治に介入してくるようになってからは、一転して侍補排斥の方針を示すようになった。

以上のように、侍補職設置直後、侍補は大久保、岩倉という大きな政治的影響力を持つ人脈を有していた。しかし大久保暗殺後、侍補の繰り出す運動から、そ

れまで大久保の影に隠れていた伊藤に警戒され、岩倉にも不快に思われるようになった。伊地知正治や副島種臣を宮中に取り込んで宮官の肥大化を図り、彼らは侍講に任命されたものの有力な人脈とはならなかった。つまり、侍補の政府上層部とのつながりは大久保がすべてであり、彼の死後、侍補には有力な政治的人脈はなかったと言えるだろう。

### Ⅲ 侍補の政治的要求と廃止に至る帰結

前章において、思想や出身から、侍補としてのまとまりがないこと、確固たる権力資源となるような政府の有力者とのつながりを持たなかったという事実をもって侍補は政治的影響力を持たなかったのではないかという仮説を立証してきた。本章では、侍補がどのような政治的な要求をしたのかを挙げる。そして、その史実から過程や結果に焦点をあてながら、実際に侍補が独立した勢力として、政治的影響力を持ちえた存在であったのか考察していく。大久保没後から特に、侍坐要求、井上工部卿就任阻止、侍補制度改正から廃止に至る経緯に焦点を当てる。また、廃止については経緯を示すだけでなく、その理由についての考察も付け加えた。

侍補の大久保宮内卿という構想が大久保の暗殺により絶たれてしまった後、侍補が三つの要求をしたことは前述したとおりである。第一は、日々内閣への親臨であり、第二は、内閣親臨の際の侍坐要求、そして第三は、侍補が行政上の機密を与かり聞くというものであった。最初に、これらについて詳しくみていく。

第一の要求については、当然の如く認められた。しかし、第二の要求については、政府側の反対により退けられることとなる。この要求での侍坐というのは、天皇の内閣親臨の際、侍補も天皇と同様に内閣に侍坐しようというものであった<sup>60)</sup>。これは、侍補が政治介入をはたすために、政府に出した要求であると見て取れるであろう<sup>61)</sup>。

一方、大久保没後、藩閥政権への批判を強めていた佐々木高行は天皇にこう直訴する。

万機親裁ニ出テ臣下ニ御頼ナカランコトヲ懇請<sup>62)</sup>

ここで、佐々木は天皇の政治的消極性を批判し、親政が実行されるためにも天

皇自らが内外の事情に精通している必要があることを強調している。また、

今ハ二三ノ大臣ノ政治ト認メ候事ニテ、既ニ島田一郎ノ斬姦状モ天覧被爲在候通りニ候、依テハ、今日ヨリ屹度御憤發ニテ、眞ニ御親裁ノ後實行相舉リ、内外ノ事情ニモ十分御通ジ無之テハ、維新ノ御大事业モ乍恐水泡晝餅ニ相歸シ可<sup>63)</sup>

と、天皇の意向は参議・大臣には伝わらず、また政府の議も天皇の耳まで達しないと批判している。そこで佐々木は、

申立相成候内閣へ親臨ノ節侍補御席へ侍坐候事ハ、自然内外ノ差別無之、或ハ、其弊害モ難計ニ付、其儀ハ不可然ト申ス事ニテ、申立通ハ不披行候間<sup>64)</sup>

と、侍補こそが政府と宮中の間にあって意思の疎通を図るべきもの考えた。

このような佐々木の考えから、侍補等は天皇の内閣臨御の際、侍補も天皇と同様に内閣に侍坐しようと考えていたのである。

侍補等は岩倉に面会し、侍坐の要求をすることとなる。当然岩倉がこれを好ましく感じるはずもなく、難色を示すこととなる。岩倉は伊藤にある一通の書翰をだしている。

侍補一同同権ハ得共、自分ノ所上老練二三ノ所ニ而引請諸事内閣へ相談シ候様無之而ハ、追々不都合ヲ生シ候事ト存候事ニ候<sup>65)</sup>

ここでは、侍補の侍坐要求に対して、侍補への嫌悪感を表明している。これに対し伊藤の返信は、

内閣ニ臨幸等ノ事モ尚形上ニ相顕候様御取極<sup>66)</sup>

と述べ、侍補が侍坐を通して政治へ関与することを問題とした。一方で佐々木が考えていた、天皇の意向は参議・大臣には伝わらず、また政府の議も天皇の耳まで達しないことに関しての侍補要求は受け入れるということとその書翰で伊藤は述べている。



その後も、しばらくの間政府と侍補等の間で話し合いが行われていた。しかし、その交渉の間に、侍補側の行動が、単なる機構論の範囲をこえ、政治の実質的内容にまで波及することとなる<sup>67)</sup>。

その具体的な侍補の行動とは、井上工部卿問題であり、北陸東海巡幸の問題である。

結局侍補の侍坐要求は

今日ノ政体ニテハ宮中ト内閣トヲ分離スル方然ルベシトノ趣旨ニテ侍補ノ侍座スル事ハ内外ノ別ヲ紊シテ弊害ノ生ゼンモ計リ難キニヨリ<sup>68)</sup>

と、宮府の別を乱すものとして退けられ、それは侍補を代表して佐々木に三条から伝えられることとなる<sup>69)</sup>。

また、第三の要求については、伊藤より佐々木、吉井、土方、高崎に対し、

今日ノ政体ニテハ、帝室ト内閣トハ自ラ別々ニ相成候方可然トノ事ニテ、維新ヨリハ其目的ニテ御運ビ相成候故、矢張其通りニ据エ可置候御趣意ニ有之候<sup>70)</sup>

と、維新以来の廷政分離の原則を楯に拒否する旨の申し渡しがあった。このように、侍補の権限強化による政務への介入は悉く排除される結果となった<sup>71)</sup>。

これらの侍補一同との会合後、その不満を表した岩倉の書翰<sup>72)</sup>に対する返事の中で伊藤は、

尚此上の処内閣は内閣丈の御輔翼上は申迄も無之、万機の事にては一入御聖意を被為注候様有之度偏に奉懇請候、右に付ては内閣に臨幸等の事も尚形上に相顕候様御取極に相成、諸省の事務に付ても殊更今後は御腹に被為入候様御工夫被為在度と奉存候<sup>73)</sup>

と、自らの考える天皇親政とは天皇親臨の強化にすぎないという態度を示している。

次に、井上馨就任阻止問題について考察する。大久保死後、閣僚の更迭が行われたが、その際工部卿の後任に井上馨が内儀されていることを知った侍補側は、

井上の工部卿就任に対する阻止運動を展開することになる。侍補側はこれにより天皇を内閣人事に介入させることによって、侍補職の権限拡張を意図していた。

7月14日に井上が帰国した後、『明治天皇紀』には以下のように書かれている。

是れより先、馨入閣の議あると聞くや、其の聲望無きの故を以て、侍補皆之れを不可と為す、殊に佐々木高行・吉井友実・土方久元・元田永孚等相謀りて之を抑止せんとし、太政大臣・右大臣に建言するのみならず、更に奏上する所あり<sup>74)</sup>、… (下略)

ここから佐々木、吉井、土方そして元田の4人が上奏したことが分かる。また、井上就任に対する反対の理由としてここでは「聲望」とあるが、これには特に元田の思想や理論が大きく関わっている。

元田は『古稀之記』において、「井上外務卿ノ容貌言語ヲ見聞スルニ才智ハ勝レタリト雖モ善良ノ人トハ思ハレス」<sup>75)</sup>や、また「井上ハ才智衆ニ勝レ經濟ノ運用ニ長シタリト雖トモ事ノ成ルヲ利トシテ何事モ利用スルヲ憚ラス」<sup>76)</sup>などと、井上の性格に対し批判している。「政府の邪正清濁には面を振らず、侍補の一分の正道を以て聖上を扶養し奉り」<sup>77)</sup>と考える元田にとって、このような性格の井上が工部卿に就任することに嫌悪を抱いたとしても不思議ではない。

また、野崎氏の論文ではこのことに加えて、「侍補が天皇を動かしてまでも実現を策した佐々木の入閣が思いのままに運ばなかったことに対する憤慨が累積」<sup>78)</sup>していたことも、阻止運動展開の理由としてあげている。

しかし、結局この運動は失敗に終わることとなる。上記の侍補側の上奏に対し、三条、岩倉は追って以下のように上奏する。

議官井上馨儀ハ維新ノ始ヨリ職務ヲ奉シ大蔵大輔ニ任シ… (中略) …人物ニ於テ才識卓絶必ラス御用ニ相立候者ニ付今日之際御拔擢相成候方將來之為ニ可然奉存候猶同人身之上之儀ニ付而ハ粉々世論モ有之候得共、完全無虧ノ人材ヲ得候事ハ決シテ難キ事に候ヘハ非常之時ニ当リ候テハ不得止事歟ト奉存候右内閣各員ノ意見ヲモ承リ (下略)<sup>79)</sup>

この上奏文には、侍補側が就任阻止の理由として挙げている井上への批判を、岩倉らもある程度認めつつ、現在は非常の時であるがゆえに、やむを得ずの形と

して井上の就任を推していることが書かれている。

これを受けて「天皇遂に之を登用」<sup>80)</sup>し、結局侍補側の就任阻止運動は失敗に終わってしまう。

天皇の内閣親臨の際の侍坐要求を拒否された侍補たちは、今度は「大臣参議等日々一人宛侍補当直と共に御前に於て、政務上の事言上」<sup>81)</sup>するという、当直侍補同坐を要求する。これは、府中での侍坐要求を拒否されたことで、一步下がり本来の職場である宮中での権限拡大を視野に入れたものとして考えてよいだろう。

また、同時期さらに侍補側は、侍補職を勅任官とするよう提案している。当時元田は「侍補ノ員數余カ素案ハ三人ニシテ可ナルヘシト然ルニ増シテ十人ニ及ヘリ且常侍規諫ノ意思アルヲ以テ其人ニ因テハ煩數ノ嫌忌ヲ免レス」<sup>82)</sup>と書いている。また佐々木も

侍補ノ今日ノ職掌ハ旧侍從ノ職掌ニ近キ事ナレバ、今一層侍從ノ官等ヲ挙ゲ人物ヲ撰任シテ今日ノ侍補ノ職ニ当テ政治上ノ御補佐ハ充分不可欠。人員両三人御備ニテ…(中略)…高官ノ侍補ヲ以テ只今ノ職務ハ不相当ト認メタル<sup>83)</sup>

と述べている。つまり侍補の勅任官への格上げをするとともに、人員の削減をはかっていたのである。

さて、これらの結果として、明治11年12月24日に宮内省職制の改正が行われる。この改正により、佐々木・元田・土方・吉井・徳大寺・杉孫七郎が勅任され、侍補は勅任官と定められるようになった。

しかし、先の要求である当直侍補同坐の要求については、逆に侍補の政治的発言の機会を狭めるものとなってしまふ。この要求に対して「参議隔日、御前祇候ノ切、侍補、佐々木・吉井・土方・元田、勅任官の者而已陪席被命ノ事」<sup>84)</sup>と決められるが、これは勅命を受けて初めて、上記4人が陪席することができるという形のものであったのだ。

これによって、侍講を勤めている元田以外の謁見回数は減少し、かえって侍補らの不満を招くことになった。元田もこの結果に嘆き、

余獨侍講ニ因テ毎日陛前ニ進講シ德音ヲ承ケ意見ヲ陳述スルコト日一日益々親密ナルヲ得タリト雖トモ佐々木・土方等頗ル稀ナリ故ニ職權ヲ弘ムルに非

サレハ責任ヲ盡スコトヲ得ス侍補ノ名有テ其實無キヲ以テ… (下略)<sup>85)</sup>

と指摘している。

こうしてこの要求も、最終的には侍補の思惑である権限拡大を実現するには至らず、事実上の失敗に終わってしまったといえるだろう。

宮内省職制の改正により6人が勅任官侍補となり、佐々木、吉井、元田、土方の4人が、参議の御前祇候の際に陪審が許された。しかし、前項であげたように、参議からの命令を受けて初めて陪席できるという方式であったので、佐々木らは逆に謁見の機会が減ってしまった<sup>86)</sup>。

明治12年6月、元田が佐々木と協議し、侍補の権限を詳述した侍補職制論を作成し、私案という形で三条に提出した<sup>87)</sup>。そこで元田は、侍補が府中の政策に介入することは侍補の職掌内であると主張した。

職権ヲ定ムルニ非サレハ責任ヲ尽スコトヲ得ス。侍補ノ名有テ、其實無キヲ以テ<sup>88)</sup>

これを受け岩倉は、天皇は成熟してきたので侍補の君徳補導の役割は終わったことや、侍補の介入を排斥するといった内容の上奏を行った。佐々木はこの頃、謁見の機会が減り、運動が停滞していたことで辞意を漏らしている。

明治12年8月末、土方は元田らと協議し、三条と岩倉に対して、侍補廃止か大臣参議が侍補の挙る所を能く務め得なければ、侍補を存置し、その職責を完うできる権力を付与するかという二者択一を迫った<sup>89)</sup>。これは、侍補の最後の要求であった。同年9月1日、土方はこのことを伊香保に保養中の佐々木に書き送っている。

一昨日侍補一同相揃ひ評議の上にて、近日両大臣へ出会の上、篤と後来の方向を決し侍補を廃するか、置くことにすれば精神の活発する様仕組みを立てるかの一刀両断の法に致すべく相決候事に御座候模様相判候次第重ねて可申上候<sup>90)</sup>

政府側は、この土方の申し出を利用して、上記の岩倉上奏に沿って侍補職廃止の方向に進みだした。政府側は「内閣自今密着後補導」を引き換え条件に、侍補

職廃止に踏み切った<sup>91)</sup>。そして、侍補の権限強化運動は明治12年10月13日、太政官達が侍補廃止を伝えた<sup>92)</sup>。

是年明治十二年十月侍補ノ職ヲ廃セラレ<sup>93)</sup>

このように、侍補は「天皇親政」の権限拡大を求めたが侍補らは侍補としての政治的影響力を有しないがために、侍補の存在を疎ましく思っている政府側によって廃止に追いやられてしまった。

最後に、侍補職が設置から約2年という短期間で廃止された理由について検討する。先行研究では、井上工部卿就任阻止の際に侍補らがまさしく旧宮廷における守旧保守派勢力の存在を見せつけるが如き<sup>94)</sup>動きを見せ、これに対し岩倉が大いに憂慮していることや、伊藤が侍補について「是ヨリ侍補ヲ参議中ニテ忌ミ嫌ヒ、宦官ノ弊害ヲ生ズベシ」<sup>95)</sup>と批判するなど、政府が侍補の政治的活動を危険視していたことがわかる。そしてこのことが原因で侍補職は廃止されたとされている。

侍補の中でもとりわけ政治色が強かった佐々木の行動が、政府の侍補に対する警戒感を強めたと考えられている。このことは侍補職廃止後の元田と佐々木の処遇をみれば明らかだ。元田は三条・有栖川・岩倉三大臣の協議の結果「卿カ機密ノ顧問ニ備ハルコトヲ承諾」<sup>96)</sup>し「帷幄ノ内助ニ預ルコト」<sup>97)</sup>と優遇を受けることとなった。それに対し、佐々木は元田に比べると冷遇され、政治から遠ざけられた。つまり政府は侍補全体というよりも、佐々木を強く警戒していたことがわかる。

しかし侍補職廃止の頃には、侍補就任当時と比べて佐々木の政治的影響力はかなり弱まっていたと考えられる。よって佐々木の政治的影響力が侍補廃止の原因とはなり得ないのではないだろうか。このことについて以下の根拠を示したい。

明治11年12月24日、侍補を勅任官とし、地位を「侍講の上」とする制度改正が行われた<sup>98)</sup>。この改正によって侍補の立場は強化されたかのように思われた。しかし実際には、佐々木は天皇への謁見の機会が政府によって制限されることとなり、従って、天皇へあるいは大臣参議へ政務上のことを上申する機会、つまり政治的発言をする機会がせばめられるという結果<sup>99)</sup>を招いてしまった。つまり、政府はこの時点で佐々木の政治的影響力を封じ込めることに成功している。よって侍補としての佐々木の政治的影響力を政府がこれ以降問題視する必要はなかった

と言えるのではないか。

また同改正によって、佐々木は海軍省御用掛に任命された。佐々木の海軍省御用掛就任は、海軍大輔川村純義の希望に応じたものである。川村は海軍諸政の整備を進めており、佐々木には海軍と天皇、そして海軍と立法府との仲介を期待<sup>100)</sup>していた。実際に佐々木はそうした川村の期待に応え、海軍の発展に多大な貢献を果たした。海軍省御用掛として、佐々木は政治力を発揮した。しかし、それは「天皇親政運動」で見られたような政府の意向に対立するものではなかった。つまり海軍省御用掛としての佐々木の行動は、政府にとって問題ではなかったと言える。

また、佐々木は明治11年10月頃より、伊地知、副島を輔導の人物として登用を提案し宮官の肥大化を図っていたが、翌年4月12日両者は要求どおり侍講に任命された<sup>101)</sup>。伊地知正治は、維新後は左院議長と参議を兼ね、明治8年一等侍講となった<sup>102)</sup>。副島種臣は外務卿としてマリア・ルーズ号事件の解決に尽力するなど活躍するも、征韓論に敗れ下野し、民撰議院設立建白書を提出する<sup>103)</sup>など反政府的な活動をしていた。この人事は、「既に木戸逝き大久保斃れ、官界に人物少き折から彼等を遊ばせ置くは、国家の人物経済上惜しむべき事であるので、之を起用して君徳輔導の事に努めさせたい」<sup>104)</sup>という、佐々木の希望に応じて実現したものであった。しかしながら、この人事は佐々木の期待したような「宮官の肥大化」を実現するものではなかった。

当時の宮中は徳大寺実則宮内卿一杉孫七郎宮内大輔体制だった。徳大寺は前述のように政治的性格が見られず、侍補らの天皇親政運動にも消極的だった。杉は長州出身で、長派主導の政府に近かった。つまり当時の宮内省は反政府的な性格を有しておらず、よって伊地知・副島を登用しても、佐々木の望むような宮中の権限拡大にはつながらなかったと考えられる。

以上のことから侍補職廃止の前までに、すでに政府は佐々木自身の政治的影響力を封じ込め、さらに宮内省人事において親政府的な環境を作りだすことに成功していることがわかった。つまり政府が侍補職を約2年という短期間で廃止した理由は、侍補の政治的影響力を脅威と感じてのことではないと考えられる。では、政府がそのような処置をとったのはなぜなのか。それは、侍補による輔導が天皇の政治的覚醒を過度に促しているということを政府が恐れたからであろう。

天皇の政治的覚醒の兆候が見られるのは、次のような事柄からである。明治11年5月14日に大久保が暗殺されると、伊藤が内務卿となって政府が構成されたが、

工部卿には誰も就任しなかった。岩倉は5月24日に、大隈に対して次のように書き送っている<sup>105)</sup>。

工部卿人体如何可致哉、佐々木を命し内閣に列し候而は如何と御下問之由に候。(中略)何れより基ひを生し居候哉、前途寔に御大事と存候条、貴卿伊藤と能々御懇談に而平穩に自今無害様致し度存候事に候。

この書翰から、天皇が空席の工部卿に佐々木を推薦し、それに対して岩倉が慎重に対応していることがわかる。この段階において、佐々木を始め佐々木の政府入りを後押ししているであろう侍補の動きは具体的に明らかではない<sup>106)</sup>。つまり、侍補と天皇の関係の親密さや岩倉の慎重な対応から考えて、天皇が佐々木を信頼して政府の人事に自発的に介入したということは否定できないのである。また同年11月初旬、北陸東海巡幸から還幸した天皇は岩倉に対して、「爾後一層勤儉ノ旨ヲ専務トシ我邦ノ徳義ヲ教育ニ施サンコトヲ」<sup>107)</sup>と内諭した。地方の実情を目の当たりにした天皇は、政府に対して勤儉を要請し、さらにその教育政策についても自己の意見をはっきりと述べているのである。このように、天皇の政治的覚醒は確かに見受けられ、政府は「天皇親政」という理念を掲げている以上、天皇の意思を政治にどの程度まで反映させるべきかということに関して困惑することになる。

天皇の政治的覚醒の表出に対応するかのよう、明治12年6月、岩倉は天皇に対して次のような上奏を行った<sup>108)</sup>。

一御親裁ノ實ヲ舉ケサセラル、事

陛下御踐祚ノ初ニハ猶御幼冲ニアラセラレ臣等不肖ノ躬ヲ以テ拮据黽勉シ妄ニ大政攝行ノ任ニ膺レリ今や聖徳夙成天下ノ仰望スル所臣等當ニ退キ僚列ト共ニ輔翼ノ責ニ専任スヘシ伏シテ願フ 陛下此中興ノ際内外艱難ノ機ヲ察シ給ヒ百官ヲ統馭シ益ス大業ヲ恢帳シ給ハンコトヲ

一諸官分任ノ責ヲ重クセラル、事

臣等伏シテ惟フニ立憲ノ政治ハ君上大綱ヲ綜攬シテ政務ハ舉ケテ之ヲ諸省長官ニ任シ其實責ニ當ラシムルノミ今ノ閣省諸臣ハ皆中興ノ元勳ナリ伏シテ願クハ陛下賢ニ任シテ疑ハス而テ官府一體事大小ト無ク聖意ノ在ル所ハ必ス主任ノ長官ヲ召シテ親ク訓諭シ給ヒ其事或ハ聖慮ニ副ハサルカ如キア

ラハ亦必ス長官ヲ召シテ咨問シ給ハ、實ニ國家ノ幸福ラン廟議ニ任スルモノ、外侍從ノ臣別ニ内旨ヲ奉スルカ如キアリテ萬一中外ニ漏洩セハ毫釐千里ノ差其弊害勝ケテ言フヘカラサルニ至ラン是レ尤懼ル所ナリ

この岩倉の上奏によれば、政府の天皇に対する見解は「天皇の徳はすでに成熟している」というものである。しかし、明治11年5月の段階では、佐々木の指摘によれば

侍補拜命シテ (中略) 元田・高崎・米田侍補ニ越方ヲ聞クニ、都テ何事モ聖ヲハ御幼年中ノ如クニ致シ、(中略) 万事政事上ハ両大臣ノ儘ニ御任せ相成候事ニテ、色々思召モ被為在候御様子ナレ共、今日今日ト消光ノ事

となっている<sup>109)</sup>。政府はこの段階では、「天皇は未熟である」という見解を示しているといえる。つまり、政府は「約1年という短い期間で天皇が成長した」という、無理のある見解変更を行っていることになる。さらにこの上奏では、侍補が天皇と関わりを持つことが遠回しに否定されている。ここから、政府上層部での侍補職廃止に関する詳しい意見調整は確認できなかったが、政府は侍補が直接政治に影響を及ぼす力というよりも、天皇の政治に対する関心を目覚めさせるような侍補の君徳輔導を危険視しており、そのために短期間で侍補を廃止に追いやったのであろう。

侍補が廃止されるにあたり、天皇は大臣・参議に対して「自今一層内外の事に精誠を致し、時を以て内に侍し、専ら親昵を旨とし、補缺の責に任ずべき」<sup>110)</sup>と勅した。これに対して政府は次のような閣臣の心得を定めている<sup>111)</sup>。

大臣壹名毎日宮中ニ侍シ時々御前ニ伺候ス

参議壹名定日宮中ニ侍シ時々御前ニ伺候ス

凡各省使ノ事務太政ニ關ル者ハ主任ノ長官大臣ト共ニ御前ニ候シ親シク奏聞ヲ經然後公文ヲ具シ勅裁ヲ仰ク

この勅諭からも、天皇の政治的覚醒が進んでいるといえるが、政府は侍補に代わって天皇の輔導を行うことによって、それが過度に進みすぎることを抑制しようとしたのであろう。以上のように侍補職廃止の理由から考えてみても、侍補が



政治勢力であったとはいえない。

以上、侍補は大久保没後から「天皇親政」のもとに侍補の権限強化の運動を行ってきたが、その努力も虚しくわずか2年足らずで廃止へと追いやられることになってしまった。この史実をもって侍補が政治的影響力を有しなかったといえるだろう。また、前章で立証したように、侍補の政治的まとめ、政治的有力者とのつながりの無さもこの侍補の「権限拡大運動」が成功しなかったことの一因となっているといえるだろう。

## おわりに

以上、大久保没後から侍補廃止に至るまでに焦点をあて、先行研究における侍補を政治勢力としてとらえる動きに対して新たな評価を下すことができた。

結論を述べる前に各章での論証を再確認する。

まず第Ⅰ章では、侍補は元田の理念を中心として設置されるに至ったが、任命された人物の出自、登用過程やその思想に相違があり、東海・北陸巡幸に関しての対立でその差異が浮き彫りとなった。また侍補の意見を統一し、牽引していく人物の不在も侍補の思想統一を阻む原因となった。このように侍補は「政治勢力」としての基盤が十分形成されていなかったことを明らかにした。

次に第Ⅱ章では、侍補が政治資源として有力な人脈を有していたのかどうかを、政府上層部、ここでは大久保利通、岩倉具視・三条実美両大臣、伊藤博文と侍補との関係に注目することで検討した。侍補は大久保の生前は大久保・岩倉という強い政治権力を有する人物と繋がりを持っていたことは疑いが無い。しかし大久保没後に関して言えば、侍坐要求などの運動から伊藤に警戒され、協力的であった岩倉からも不快に思われることになり、政府上層部との人脈を有していなかったと結論づけることができた。

前述してきたように、侍補は形成過程やその人脈から、「政治勢力」として活動するには不十分な集団であると導くことができる。

そして第Ⅲ章で、大久保没後における侍補の政治的な運動、侍坐要求や井上工部卿就任阻止運動の帰結を示すことで、侍補が「政治勢力」として政府の決定を覆すほどの実績をあげられなかったことを指摘できた。

さらに、それらの運動のために伊藤から危機感を抱かれることとなり、職制改正において天皇謁見の機会すら多く奪われる結果となったことを挙げ、侍補の活

動は政府により制限され、ついには廃止に追いやられたことから侍補が政府に対抗しうる勢力ではなかったことを証明することができた。

最後に、侍補が短期間に廃止された経緯を詳しく追った。そのことにより、侍補は廃止以前に既に政府によって、政治的な活動を積極的に行っていた佐々木を封じ込められることで政治的影響力を奪われていたことを指摘できた。また、廃止の背景となった政府の意図は政治勢力としての侍補を排斥することではなく、君徳補導による天皇の政治的覚醒こそを恐れていたと証明するに至った。

このように、積極的な運動を行ってきた侍補であったが、勢力としての十分な基盤も人脈も有していないこと、その活動が政府の決定に影響を及ぼさなかったことなどから、先行研究が評価するような政府に対抗し得る「政治勢力」ではなく、それほど政局への影響力を行使し得ないと結論付けることができる。しかし、侍補がわずか2年足らずで廃止されたこと、政治的な運動に積極的であった佐々木が宮中から遠ざけられたことなどから、政府は侍補の「政治勢力」としての働きではなく、君徳補導や上奏による天皇の政治的覚醒が侍補に有利に働く、あるいは政府の意向を越えてしまうことこそを恐れていたのだと言えるだろう。

- 1) 多田好問編『岩倉公実記』下巻(原書房、1968年)、687頁。
- 2) 西川誠「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」(日本歴史学会編集『日本歴史』吉川弘文館、1988年9月号)、70頁。
- 3) 前掲西川論文、68頁。
- 4) 同上、81-82頁。
- 5) 野崎昭雄「侍補制度と政局の動き」(『東海大学紀要文学部』、1987年)、30頁。
- 6) 笠原英彦「天皇親政運動と佐々木高行」(『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』十七号、慶應通信、1982年)、121頁。
- 7) 元田竹彦・海部宗臣編『元田永孚文書』第一巻「還暦之記」(元田文書研究会、1969年)、157頁。
- 8) 「還暦之記」、157頁。
- 9) 同上。
- 10) 東京大学史料編纂所編纂、佐々木高行日記『保古飛呂比』十(東京大学出版会、1970-1979年)、92頁。
- 11) 『保古飛呂比』、324頁。
- 12) 渡辺昭夫「侍補制度と『天皇親政』運動」(『歴史学研究』第252号、青木書店、1961年)、9頁。
- 13) 津田茂磨『明治聖上と臣高行』(原書房、1970年)、417頁。
- 14) 『元田永孚文書』第二巻「明治7年六輔臣親任の上奏」(元田文書研究会、1969

- 年)。
- 15) 『保古飛呂比』六、296頁、306頁。
  - 16) 『保古飛呂比』五、245頁。
  - 17) 『保古飛呂比』六、296頁。
  - 18) 『保古飛呂比』七、62頁。
  - 19) 同上、91頁。
  - 20) 『保古飛呂比』八、170頁-171頁。
  - 21) 『元田永孚文書』第一卷「古稀之記」(元田文書研究会、1969年)、189頁。
  - 22) 「還曆之記」、123頁、前掲野崎論文、20頁。
  - 23) 「還曆之記」、157-158頁。
  - 24) 同上、158頁、前掲西川論文、71頁。
  - 25) 「還曆之記」、150頁。
  - 26) 同上、168頁、前掲笠原論文、113頁。
  - 27) 『保古飛呂比』八、78頁。
  - 28) 「還曆之記」、168頁、前掲西川論文、72頁、前掲渡辺論文、12頁。
  - 29) 「還曆之記」、169頁。
  - 30) 前掲西川論文、72頁。
  - 31) 『保古飛呂比』十、92頁、前掲西川論文、71頁。
  - 32) 「還曆之記」、158頁。
  - 33) 前掲笠原論文、119頁、『元田永孚文書』第一卷、321頁。
  - 34) 「還曆之記」、159頁。
  - 35) 同上、161頁。
  - 36) 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』(原書房、1970年)、141-143頁。
  - 37) 首都大学東京図書館蔵『土方久元日記』、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲制の導入—』(吉川弘文館、1991年)、15頁。
  - 38) 前掲野崎論文、25頁。
  - 39) 『保古飛呂比』八、141-142頁。
  - 40) 憲政資料室所蔵「岩倉公旧蹟保存会文書」R11、前掲西川論文、75頁。
  - 41) 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』(山川出版社、1985年)、147頁-149頁。
  - 42) 『明治聖上と臣高行』、432頁。
  - 43) 前掲西川論文、74頁。
  - 44) 前掲笠原論文、119頁。
  - 45) 『岩倉公実記』下巻、608頁。
  - 46) 『伊藤博文伝』、98-99頁。
  - 47) 前掲渡辺論文、12頁。
  - 48) 明治10年8月16日付大久保宛伊藤書簡(小松緑編『伊藤公全集』第一卷(昭和出版社、1928年))、51頁、前掲渡辺論文、12頁。
  - 49) 『伊藤公全集』第三巻、37頁。

- 50) 『伊藤博文伝』中巻、144頁。
- 51) 同上、141-142頁。
- 52) 同上、142-143頁。
- 53) 同上、141-142頁。
- 54) 明治11年5月24日付大隈重信宛岩倉書簡 (日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第三巻、東京大学出版会)、335頁。
- 55) 前掲渡辺論文、13頁。
- 56) 『保古飛呂比』八、82頁。
- 57) 同上、355頁。
- 58) 『伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲制の導入—』、13頁。
- 59) 同上、5頁、13頁、16頁。
- 60) 前掲野崎論文、23頁。
- 61) 前掲西川論文、72頁。
- 62) 「還暦之記」、157頁。
- 63) 『保古飛呂比』八、80頁。
- 64) 前掲西川論文、72頁。
- 65) 平塚篤纂輯『伊藤家文書』第十一巻 (出版社不明、1942年)、五月十九日付書翰。
- 66) 『伊藤博文伝』中巻、141-143頁。
- 67) 前掲渡辺論文、124頁。
- 68) 『伊藤博文伝』中巻、143頁。
- 69) 前掲笠原論文、116頁。
- 70) 『保古飛呂比』八、82頁。
- 71) 『伊藤博文伝』中巻、144頁。
- 72) 同上、141頁-142頁。
- 73) 同上、142頁-143頁。
- 74) 宮内序編『明治天皇紀』第四巻 (吉川弘文館、1970年)、443頁。
- 75) 「古稀之記」、215頁。
- 76) 同上、215頁-216頁。
- 77) 『明治聖上と臣高行』、47頁。
- 78) 前掲野崎論文、25頁。
- 79) 『明治天皇紀』第四巻、443頁。
- 80) 同上、443頁。
- 81) 『保古飛呂比』八、96-97頁。
- 82) 「古稀之記」、176頁。
- 83) 『保古飛呂比』八、83頁。
- 84) 『大隈重信関係文書』第三巻、431頁。
- 85) 「古稀之記」、180頁。
- 86) 『大隈重信関係文書』第三巻、431頁。

- 87) 前掲野崎論文、27頁。  
 88) 「古稀之記」、180頁。  
 89) 前掲野崎論文、28頁。  
 90) 『保古飛呂比』八、340頁。  
 91) 前掲笠原論文、119頁。  
 92) 内閣記録局編『法規分類大全・第一篇官職四』（内閣記録局、1891年）、199頁。  
 93) 「古稀之記」、178頁。  
 94) 前掲野崎論文、25頁。  
 95) 『保古飛呂比』八、355頁。  
 96) 「還暦之記」、180頁。  
 97) 「同上」、181頁。  
 98) 前掲笠原論文、117頁。  
 99) 前掲野崎論文、27頁。  
 100) 笠原英彦『天皇親政』（中央公論社、1995年）、146頁。  
 101) 前掲西川論文、76頁。  
 102) 『幕末維新人名事典』（學藝書林、1978年）、90頁。  
 103) 『日本人名大事典』第三卷（平凡社、1937年）、581頁。  
 104) 『天皇親政』、152頁。  
 105) 早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』二（みすず書房、2006年）、61頁。  
 106) 前掲野崎論文、25頁。  
 107) 「古稀之記」、176頁。  
 108) 『岩倉公実記』下巻、607-608頁。  
 109) 『保古飛呂比』八、77頁。  
 110) 宮内庁編『明治天皇紀』第四卷（吉川弘文館、1970年）、780頁。  
 111) 同上。

笠原英彦研究会19期生（50音順）

新井 広大	岡村 茉奈	加藤 悠樹	唐木 篤
河崎 大樹	国見 祐太	坂井 美名	佐潟 木綿子
田中 志保	田中 佑樹	西澤 誉浩	丸目 恵理香
山本 茉莉香			